

茨城県マンション管理士会倫理規程

茨城県マンション管理士会（以下「本会」という。）は、一般社団法人日本マンション管理士会連合会（以下「連合会」という。）によって定められたマンション管理士倫理規程を本会会員（以下「会員」という。）が実践するために、職務上の倫理と行為規範として明らかにするためこの倫理規程を制定する。

第1章 総則

- 第1条** 会員は、マンション管理の専門職として、国民の権利の擁護と義務の履行に貢献することを使命とし、国民の利便向上と社会の繁栄進歩に寄与しなければならない。
- 第2条** 会員は、国民が信頼を寄せるに足りる品位を保つために、人格を磨き良識と教養を深めなければならない。
- 第3条** 会員は、知識習得と実務を通じて常に能力、資質の向上を図り自己研鑽に努めなければならない。
- 第4条** 会員は、マンション管理の適正化の推進に関する法律、同施行規則、連合会会則、及び本会会則、規定並びに決議を遵守しなければならない。
- 第5条** 会員は、公序良俗に反する事業その他品位を損なう事業を営み若しくは各法令に違反し若しくは反社会的勢力に加担して、マンション管理士に対する社会的信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 第6条** 会員は、職務を行うに当たっては、客観的に事実を冷静に見極め、いやしくも事実を虚偽したり、歪曲するようなことがあってはならない。
- 第7条** 会員は、虚偽若しくは品位を損なう広告、宣伝等をしてはならない。
- 第8条** 会員は、業務に関して知り得た個人情報の取り扱いにあたって、業務の目的以外に使用することなく、特にこれが外部に流失しないよう特段の注意を払わなければならない。

第2章 相談者との関係における規律

- 第9条** 会員は、依頼の目的が達成出来る見通しが立たないにも拘らず、出来ることを装って、業務の依頼を受任することがあってはならない。
- 第10条** 会員は、依頼の目的が公序良俗に反する若しくは反社会的な手段をもって行うときは、これを引き受けてはならない。
- 第11条** 会員は、事案の依頼を受けるときは、事案の趣旨に応じて、その内容及び範囲を明確にして引き受けなければならない。
- 第12条** 会員は、事案を引き受けたときは、速やかに着手し遅滞なく処理しなければならない。

らない。

第13条 会員は、事案から知り得た情報を正当な理由なく利用したり、他に漏らしてはならない。

第14条 会員は、事案に関する書類を善良な管理者としての注意をもって保管、管理しなければならない。

第15条 会員は、依頼者に対し、重要な事項及び事案の処理経過を必要に応じて報告しなければならない。

第16条 会員は、事案の処理が終了したときは、金銭の精算、預かった書類の返還等を速やかに行わなければならない。

第17条 会員は、業務を誠実に行い、依頼者との信頼関係を保つよう常に心がけなければならない。もし、紛議が生じた場合には誠意をもって話し合いをし、円満に解決するように努めなければならない。

第18条 会員は、業務を行う場合には、職務上の責任を担保するため、マンション管理士賠償責任保険に加入して、適切に対応しなければならない。

第3章 連合会及び本会との関係における規律

第19条 会員は、連合会及び本会の会務が円滑に遂行できる運営体制の構築に協力し、委嘱された事項があるときは、これを誠実に履行しなければならない。

第4章 会員相互間における規律

第20条 会員は、相互の融和を図り、マンション管理士としての誇りと信義を重んじなければならない。

第21条 会員は、他のマンション管理士と共同して業務を行うときには、依頼者の利益の実現に向けて相互に協力しなければならない。

附 則 この規程は、平成26年6月7日から施行する。